



須賀川市告示第127号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成22年12月28日

須賀川市長 橋本克也



編入する字名	左に編入される区域	
江花字山居山	江花字山居川原	1の2から1の9まで、5の1、6、7の1、7の2、8、9の1、9の2、11の2、36、37、38の2、39、43の1、44の3、44の4、56及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに40、44の5、44の6及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部
江花字下弁財天	江花字上川原	全部及びこの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
	江花字欠下	全部及びこの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部